

FCNT

グリーン購入法 基本方針対応状況

～ メーカーブランド・法人 端末 ～

【共通項目】

2024年8月

FCNTの「グリーン購入法 基本方針」の対応は本資料のとおりとなります。

機種固有の部分については別冊の【機種別編】をご確認願います。

基本方針は、「判断の基準」と「配慮事項」から構成されています。

なお、本資料に記載の内容は、法律の改正、FCNTの取り組み状況に応じて適宜改定いたします。

| 判断の基準① | 対応 |
|--|--|
| <p>① 携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること</p> <p>イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること</p> <p>※「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。</p> | <p>ア. 通話及びメール機能に限定している対応機種はございません。</p> <p>イ. ネットワークを利用して端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能です。</p> |

| 判断の基準② | 対応 |
|--|---------------------------|
| <p>② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>※判断の基準②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。</p> | <p>別冊の【機種別編】をご参照願います。</p> |

| 判断の基準③ | 対応 |
|---|--|
| <p>③ 使用済製品の回収およびマテリアルリサイクルのシステムがあること。</p> <p>回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>※判断の基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。</p> <p>回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。</p> <p>ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。</p> <p>イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。</p> <p>ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。</p> <p>マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。</p> <p>エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。</p> <p>オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体での回収、および「モバイル・リサイクル・ネットワーク（MRN）」の活動に賛同し、リサイクルの推進に努めております。 <p>※MRNへ通信事業者のショップ経由で回収する場合は対応可能かショップに事前確認が必要です。</p> <p>なお、取組効果の数値は当社端末に限定した把握はできませんが、自治体、および「モバイル・リサイクル・ネットワーク」のホームページ等で全体数については公表されております。</p> <p>ア. 自治体、および「モバイル・リサイクル・ネットワーク」のルートが構築されております。</p> <p>イ. 製品本体、もしくは銘板（電池パックを外した本体側）に製品名、ブランド名を記載しております。</p> <p>ウ. 使用済製品等の回収に関する情報に関しては取扱説明書に記載しております。</p> <p>エ. 金属やプラスチックのリサイクルする取組みは、回収元にて対応しております。</p> <p>オ. 部品の素材情報については、一部プラスチック、箱等には法令に基づき、適正な表示を行っています。</p> |

| 判断の基準④ | 対応 |
|---|--|
| <p>④ 回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 自治体、および「モバイル・リサイクル・ネットワーク」にて回収された製品については、回収元にて適正処理されるシステムが構築されております。 |

| 判断の基準⑤ | 対応 |
|---|---|
| <p>⑤ バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。</p> <p>※判断の基準⑤の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンにあつては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後3年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にとまない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 補修用性能部品（機能維持のために必要な部品）の最低保有期限は、 法人モデル：販売終了後3年 MVNOモデル：最終製造年月から4年 を基本としております。 |

| 判断の基準⑥ | 対応 |
|--|--|
| <p>⑥ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトで容易に確認できること。</p> <p>※「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。</p> <p>※特定の化学物質の含有率基準は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率、基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 特定化学物質の含有量は基準値を超えておりません。製品に含有する化学物質に関しては、世界各国、国内の法規制や業界基準を遵守するために「指定化学物質リスト」を定め、環境負荷の少ない製品の調達を推進しております。 また、サプライヤーに対しては、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が提唱する chemSHERPA を用いた含有化学物質情報の提供、化学物質の管理プロセスの構築をお願いし、上流からの管理を徹底しています。 |

| 判断の基準⑦ | 対応 |
|---|--|
| <p>⑦ 製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及び植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>※「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。</p> <p>※「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>※「植物を原料とするプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 製品の再生プラスチック及び植物由来プラスチックの配合率については別冊の【機種別編】をご参照願います。 |

| 配慮事項① | 対応 |
|---|----------------|
| ① 製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 | 省電力化を推進しております。 |

| 配慮事項② | 対応 |
|---|----------------------|
| ② 筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 | 希少金属類は可能な限り削減しております。 |

| 配慮事項③ | 対応 |
|--|--|
| ③ 機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 | 可能な限り円滑に供給できるよう、修理拠点によるシステムにより在庫管理されております。 |

| 配慮事項④ | 対応 |
|---------------------------------------|-----------------------|
| ④ 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 | ハロゲン系難燃剤の削減を推進しております。 |

| 配慮事項⑤ | 対応 |
|--|--|
| ⑤ 筐体又は部品（充電器を含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 | 再生プラスチックまたは植物を原料とするプラスチックの使用を推進しております。 |

| 配慮事項⑥ | 対応 |
|--|-------------------|
| ⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 | 包装軽量化設計を推進しております。 |

| 配慮事項⑦ | 対応 |
|------------------------------------|----------------------|
| ⑦ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 | 一般廃棄物として自治体にて回収されます。 |

| 配慮事項⑧ | 対応 |
|--|---------------------------------------|
| ⑧ 製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 | 再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックの使用を推進しております。 |